平成２４年（フ）第１４９号
埼玉県川越市大塚１丁目４番地８　キャッスル川越南大塚305号室、前住所埼玉県川越市大字的場1280番地１　千代田的場ファミリアＢ―201号室
破産者　川野　純一
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８９号
神奈川県横須賀市深田台39　渋谷隆雄方、住民票上の住所神奈川県横須賀市坂本町６丁目31番地12
破産者　中田　招申
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第９０号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目１番17号　テラスハウス北久里浜Ａ
破産者　古川　順子
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３６９号
静岡県三島市谷田・小山・1255番地の６、前住所静岡県伊豆市熊坂299番地
破産者　遠藤　　章
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号
静岡県伊東市宇佐美3302番地の35
破産者　金子　久雄
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
京都府船井郡京丹波町蒲生野口50番地４
破産者　みやびソーイングこと　宮本　　茂
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１１４８号
神戸市須磨区西落合６丁目１番47―406号、従前の住所神戸市須磨区中落合１丁目２番421―211号
破産者　池成　幸子
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７９号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番36―504号、従前の住所神戸市垂水区神陵台２丁目１番61―505号
破産者　濵本　　衛
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６８号
神戸市須磨区高倉台１丁目27番６号
破産者　越智　和明
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２号
広島市安芸区瀬野西３丁目18番12号
破産者　江藤梨女美
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０号
広島県呉市広弁天橋町13番３号
破産者　竹迫とし子
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３６８号
大分県由布市庄内町大龍2568の２番地
破産者　福田　眞一
１　決定年月日　平成24年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４４６号
北海道旭川市末広３条８丁目７番６号　暮工房202号室
破産者　寺崎　　豪
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８３号
北海道旭川市東１条２丁目３番14号　ロイヤルマンション202
破産者　濱田　武信
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６０号
川崎市宮前区野川1282番地16
破産者　小谷　雅人
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５９号
岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞524番地
破産者　岩崎　好美
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
岐阜県大垣市藤江町１丁目１番地10　ローレルコートアトレ大垣105
破産者　恩田　豊實
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
長崎県諫早市小船越町906番地11―Ａ―103、前住所長崎県諫早市御手水町803番地
破産者　川原　　通
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５６５号
沖縄県豊見城市字豊見城140番地　丸孝マンション401号
破産者　名嘉　義夫
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部